

仕様書

1 件名

台東デザイナーズビレッジインキュベーションマネージャー業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、12月29日～1月3日を除く

3 業務履行場所

台東デザイナーズビレッジ（台東区小島2-9-10）

ただし、必要があるときは履行場所の変更をすることができる

4 委託内容

（1）入居者の成長・自立の支援に関すること

- ①入居者の自立支援プログラムを作成すること
- ②入居者の業務の進捗状況を把握し、適切な助言を行うこと（月1回は入居者から報告を受けること）
- ③入居者からの相談に随時応じること
- ④入居者に適切な企業・機関を紹介すること
- ⑤入居者同士の交流を促進すること
- ⑥入居者の状況等を台東区に報告すること（年2回以上）
- ⑦入居者支援に有効なセミナーを企画・実施すること（年5回程度）

（2）入居者の募集・選定に関すること

- ①入居者の募集・選定について、区に助言を行うこと
- ②審査員として、入居者の選定を行うこと

（3）地場産業との連携、地域との交流に関すること

- ①地場産業団体との連絡を密にし、意志の疎通を図ること
- ②地場産業団体の会合等に参加すること
- ③地元企業に適切な入居者を紹介すること
- ④地域との交流事業に参加すること

（4）PRに関すること

- ①区、施設、入居者に関する情報を発信すること
- ②HPの管理・運営をすること
- ③マスコミ等の取材に対応すること

（5）その他

その他、インキュベーションマネージャーとして必要な業務

5 委託条件

- （1）年間195日は、村長室に在室すること
- （2）在室時間は、原則として、午前9時から午後6時までとする
- （3）本委託に必要な事務室及び備品類は委託者が受託者に無償貸与する
また、業務の履行に必要な光熱水費、消耗品類は委託者が負担する
- （4）年1回、業務実績報告書を区に提出すること

6 支払い方法

受託者の請求に基づき、1ヶ月毎に支払うものとする

7 その他

- (1) 業務の履行にあたり知り得た委託者及び入居者に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたときもしくは定めのない事項については区と協議の上、定めるものとする。

8 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

9 担当

文化産業観光部 産業振興課
TEL：5246－1143